

三浦市告示乙第62号

次の方の書類について、住所が不明なため送達が不能であるので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示する。

この公示により送達すべき書類は、三浦市長が保管し、送達を受けるべき者から交付の請求があった場合は、いつでも交付する。なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされる。

令和8年9月17日

三浦市長 出口嘉



送達を受けるべき方の氏名（名称）	送達すべき書類の名称
畑谷 ノリ子	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
細谷 隼人	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
上松 祐司	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
宮川 吉弘	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
姥 文雄	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
蔵下 裕明	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
平林 信子	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
石渡 秀幸	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）
松本 貞男	督促通知兼納付書（令和８年度 介護保険料 第１期分）